
国 民 年 金

第5 国民年金

1 被保険者

(1) 強制加入者

種類	対象者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者であつて、第2号被保険者及び第3号被保険者でない者
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員又は加入者(原則65歳未満の者)
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者で、その第2号被保険者に生計維持されている20歳以上60歳未満の者

(2) 任意加入被保険者

次のような人は任意加入ができる。

- ① 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者で
被用者年金制度(厚生年金・共済年金等)から老齢(退職)年金を受けることのできる人
- ② 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ③ 日本国籍を有し、海外に居住する20歳以上65歳未満の人

3 保険料額の推移

(1) 定額保険料

期間	保険料額 (円)		期間	保険料額 (円)
	35歳未満	35歳以上		
昭和36年4月 ~ 昭和41年12月	100	150	平成7年4月 ~ 平成8年3月	11,700
42年1月 ~ 43年12月	200	250	8年4月 ~ 9年3月	12,300
44年1月 ~ 45年6月	250	300	9年4月 ~ 10年3月	12,800
45年7月 ~ 47年6月	450		10年4月 ~ 11年3月	13,300
47年7月 ~ 48年12月	550		11年4月 ~ 12年3月	13,300
49年1月 ~ 49年12月	900		12年4月 ~ 13年3月	13,300
50年1月 ~ 51年3月	1,100		13年4月 ~ 14年3月	13,300
51年4月 ~ 52年3月	1,400		14年4月 ~ 15年3月	13,300
52年4月 ~ 53年3月	2,200		15年4月 ~ 16年3月	13,300
53年4月 ~ 54年3月	2,730		16年4月 ~ 17年3月	13,300
54年4月 ~ 55年3月	3,300		17年4月 ~ 18年3月	13,580
55年4月 ~ 56年3月	3,770		18年4月 ~ 19年3月	13,860
56年4月 ~ 57年3月	4,500		19年4月 ~ 20年3月	14,100
57年4月 ~ 58年3月	5,220		20年4月 ~ 21年3月	14,410
58年4月 ~ 59年3月	5,830		21年4月 ~ 22年3月	14,660
59年4月 ~ 60年3月	6,220		22年4月 ~ 23年3月	15,100
60年4月 ~ 61年3月	6,740		23年4月 ~ 24年3月	15,020
61年4月 ~ 62年3月	7,100		24年4月 ~ 25年3月	14,980
62年4月 ~ 63年3月	7,400		25年4月 ~ 26年3月	15,040
63年4月 ~ 平成元年3月	7,700		26年4月 ~ 27年3月	15,250
平成元年4月 ~ 2年3月	8,000		27年4月 ~ 28年3月	15,590
2年4月 ~ 3年3月	8,400		28年4月 ~ 29年3月	16,260
3年4月 ~ 4年3月	9,000		29年4月 ~ 30年3月	16,490
4年4月 ~ 5年3月	9,700		30年4月 ~ 31年3月	16,340
5年4月 ~ 6年3月	10,500		31年4月 ~ 令和2年3月	16,410
6年4月 ~ 7年3月	11,100		令和2年4月 ~ 3年3月	16,540

[説明] 昭和51年4月から前納を、平成7年4月から半年前納を、平成26年4月から2年前納をそれぞれ実施している。

(2) 付加年金

期間	保険料額 (円)
昭和45年10月 ~ 昭和48年12月	350
49年1月 ~ 現在	400